部長及び参事官
殿
所　　属　　長

県民発第188号
（人対）
令和５年６月23日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

高知県における犯罪被害者等の優先入居実施要領の制定について
（通達乙）

高知県においては、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び高知県犯罪被害者支援条例（令和２年条例第３号）に基づき、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者やその家族・遺族の居住の安定を図り、その自立を支援するため、別添のとおり、犯罪被害者等の優先入居実施要領を定め、運用していることから、職員に周知の上、誤りのないようにされたい。

別添

犯罪被害者等の優先入居実施要領

令和５年６月１６日
高知県土木部住宅課

第１　趣旨

犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）及び高知県犯罪被害者等支援条例（令和２年条例第３号）に基づき、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の居住の安定を図り、その自立を支援するため、犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居（以下「優先入居」という。）を行うことにより、犯罪被害者等を支援するものである。

第２　用語の説明

（１）県営住宅

高知県が公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の規定による国の補助により、住宅に困窮する低額所得者に賃借するために建設した住宅及びその附帯施設をいう。

（２）優先入居

公営住宅入居のための要件（収入要件及び住宅困窮要件）を満たす者について、入居者の選考に際し、事業主体の判断により優先的に取扱う（戸数枠を設けずに抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取扱う。）ことをいう。

（３）犯罪被害者等

犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

（４）犯罪等

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

第３　犯罪被害者等が優先入居に該当するかの確認手続方法

（１）高知県住宅供給公社（以下「公社」という。）は、県営住宅入居希望者から提出された県営住宅入居申込書の「世帯または入居者の現況」の欄の犯罪被害者等を〇で囲み該当すると申し立てがあった場合、当該申込者から、高知県営住宅入居に係る犯罪被害申告書・調査同意書（様式第１号）を徴し、様式第２号により、県に報告を行う。

（２）県は、犯罪被害の申告内容について、優先入居等の措置の対象者であるか否かを確認するため、様式第３号に様式第１号を添付し、高知県警察本部（以下「県警」という。）に照会を行う。

（３）県は、県警からの回答（様式第４号）を踏まえ、優先入居の可否を決定のうえ公社に連絡する。公社は、優先入居の可否について、申込者に連絡する。

なお、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。）第１条第２項に規定する被害者に係る照会については、女性相談支援センター等の証明又は裁判所の保護命令決定書の写しによることから、県警への照会は

しない。

第４　優先入居が認められる犯罪被害者等

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかな者で、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者であること。

（１）犯罪等により収入が減少し、生計維持が困難となった者

（２）現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

ア　犯罪等により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

イ　住宅を客体とする犯罪等により居住することができなくなった者

ウ　犯罪等により精神的な後遺症が生じ、医学的に居住することができなくなった者

（３）ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。）第２条第４項に規定するストーカー行為により現に居住している住宅に住むことができなくなった者又は同条第１項に規定するつきまとい等若しくは同条第３項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者

（別記様式省略）